

銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第一条関係）…………… 1

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第二百二十六号）（第二条関係）…………… 3

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）若しくは第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第六条の二第二項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第一号に掲げる罪（同法第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）の罪、刑法第八八条若しくは第九九条第一項の罪、同法第一百七七条第一項の罪（同法第八八条又は第九九条第一項の例により処断すべきものに限る。）、同法第九九条、第二百二十六条第一項若しくは第二項、第四百四十六条前段若しくは第二百四十四条の罪、細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の一項の罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）に限る。）</p> <p>十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条に規定する罪（人の生命又は身体に</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十五（略）</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条（同条第一項第七号に係る部分に限る。）、第四条（同号に係る部分に限る。）又は第六条（同条第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十一年法律第三十八号）第三条に規</p>

危険を生じさせる行為に係るものに限る。

2
十八 (略)

定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

2
十八 (略)

○ 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令

(平成二十五年政令第三百二十六号)

(第二条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(人の生命又は身体を害する罪等)</p> <p>第四条 法第七条第二号又の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第三条(同条第一項第七号に係る部分に限る。)、第四条(同号に係る部分に限る。)<u>若しくは</u>第六条(同条第一項第一号に係る部分に限る。)<u>に規定する罪又は同法第六条の二第一項若しくは第二項に規定する罪(同条第一項第一号に掲げる罪(同法第三条(同条第一項第七号に係る部分に限る。))の罪、刑法第百八条若しくは第百九条第一項の罪、同法第百七条第一項の罪(同法第百八条又は第百九条第一項の例により処断すべきものに限る。))、同法第百九条、第百二十六条第一項若しくは第二項、第百四十六条前段若しくは第百四十四条の罪、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第九条第一項の罪、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第三十八条第一項の罪、サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条第一項の罪、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十七条第一項の罪又は放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条第一項の罪(人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。))に限る。)</u></p> <p>十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第三条に規定する罪(人の生命又は身体に</p>	<p>(人の生命又は身体を害する罪等)</p> <p>第四条 法第七条第二号又の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>十六 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)第三条(同条第一項第七号に係る部分に限る。)、第四条(同号に係る部分に限る。)<u>又は</u>第六条(同条第一項第一号に係る部分に限る。))<u>に規定する罪</u></p> <p>十七 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三十八号)第三条に規</p>

危険を生じさせる行為に係るものに限る。

十八 (略)

定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）

十八 (略)